

2025年9月吉日

2025年度自由民主党総裁選挙

立候補者各位

性的指向・性自認に関する総裁選挙アンケート  
ご回答のお願い

(一社) 性的指向および性自認等により困難を抱えている  
当事者等に対する法整備のための全国連合会  
(略称: LGBT 法連合会)

団体 URL : <http://lgbtetc.jp/>

公益社団法人 Marriage For All Japan - 結婚の自由をすべての人に  
(略称: マリフォー)

団体 URL: <https://www.marriageforall.jp/>

謹啓 初秋の候、貴殿におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊団体らの取り組みにご理解・ご支援を賜り誠に有難うございます。

LGBT 法連合会は、性的指向や性自認(ジェンダー・アイデンティティ)に関する当事者、支援者、専門家などによる 118 の賛同団体等から構成される連合体です。立法府に対する政策提言活動を通じて、法整備を実現し、当事者の困難が解消されることを目的に活動を展開しております。

また、マリフォーは、結婚の平等(同性婚)を実現させるために設立された団体であり、結婚の自由をすべての人に保障するための訴訟、立法その他法的活動を支援するとともに、結婚の平等(同性婚)の重要性への理解を広げる活動を行い、もって、すべての人が、そのジェンダーやセクシュアリティ(性のあり方)にかかわらず、個人として尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現に向けて活動しています。

昨今、性的指向や性自認に関する課題は、国政上の重要な政策課題となり、各府省でも順次取り組みが進められているところと存じます。しかし、いずれも取り組みはまだ緒についた段階にあり、一方で当事者が直面する困難は依然として深刻な状況が続いています。生活環境の改善に向け、一日も早い積極的な取り組みが求められます。

このような中、今後の立法府の取り組みを考える上でも、貴党の総裁を決めることとなる選挙において、各候補者がどのようなお考えをお持ちであるのか、広く社会に共有したく、ここにアンケートを実施、送付させていただいた次第で

す。ぜひとも本アンケートの社会的意義をご理解ください、ご回答いただければ幸甚にございます。

なお、上記の趣旨から、ご回答いただいた内容は、弊団体らのホームページ、または、そのリンク先のサイト等で公表させていただく予定にしておりますので、予めご了承ください。

謹白

#### ご回答・ご返送の方法についてのご案内（重要）

##### ・メールでご返送いただける場合

返信用メールアドレス：まで、ご返送ください。

届いた調査票にご記入の上、スキャンした電子データ（PDF）を添付いただき、ご送信ください。

##### ・ファックスでご返送いただける場合

返信用 FAX 番号：

届いた調査票に、手書きでご回答いただき、それを上記のファックス番号に、ご送信ください。

##### ・インターネットでもご回答いただけます

回答用 URL：

上記の URL、もしくは右記の QR コードから調査票にアクセスいただき、直接ご回答ください。

#### ご返送期日

9月 30 日(火)までに、なるべくお早めにご返送お願ひいたします。受け付け順に、ご回答内容をウェブにて、公開させていただきます。

#### ■本件に関するお問い合わせ先■

(一社) LGBT 法連合会 (担当：)

TEL : MAIL :

## 性的指向・性自認に関する総裁選挙アンケート

問1 性的指向・性自認（ジェンダー・アイデンティティ）に関する課題は基本的人権問題であると考えていますか？

1. 人権問題であると考えている
2. 人権問題であると考えていない
3. その他（ ）

問2 今回の貴党の総裁選挙の貴殿の公約に、性的指向・性自認（ジェンダー・アイデンティティ）に関する項目（「LGBT」や「SOGI」などに関する事項）は入っていますか？もし入っていないとしても、今後お取り組みをされますか？

1. 公約に入っている
2. 公約に入ってはいないが、今後取り組む
3. 公約に入っていないし、今後取り組まない
4. その他（ ）

問3 2024年3月26日の犯罪被害者給付金に関する最高裁判決等を受け、政府は2025年1月21日に24の法令における「事実婚」に同性パートナーが含まれる可能性があると発表しました。また、130の法令について「さらなる検討が必要」として検討の迅速化を指示するとともに、それに向かた3つの方針を示しました。この最高裁判決を受けた今後の政府の取り組みについて、貴殿はどうにお考えですか？

1. 政府は検討を一層迅速化し、早期に結論を得るべきである
2. 引き続き、政府は検討を進めるべきである
3. 現行の解釈を当面維持すべきである
4. その他（ ）

問4 今後、「性的指向・性自認による差別をしてはならない」と明記した法律を制定するおつもりはありますか？

1. 制定するつもりである
2. 制定するつもりはない
3. その他（ ）

調査票 2/2

問5 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は、2023年10月、最高裁判所は法3条1項4号について違憲とする決定を下しました。また、3名の裁判官は法3条1項5号についても違憲であるとの個別意見を示しています。これを受け、同法の改正が求められていますが、今後の対応についてどのようにお考えですか？

(参考：「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」抜粋)

「第三条

(略)

四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。

五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。」

1. 法3条1項4号はもとより、法3条1項5号など残る懸案も含めて、早急に改正する必要がある
2. 法3条1項4号のみを、早急に改正する必要がある
3. 法3条1項4号の改正は必要だが、急ぐ必要はない
4. 改正する必要はない
5. その他 ( )

問6 同性婚については5高裁で現在の民法や戸籍法は違憲であるとの判決が出ており、早ければ、来年、最高裁で判決がなされると思われます。同性婚の法制化(法律により、当事者の法律上の性別がいずれであっても結婚を可能とするこ)と賛成ですか。

1. 賛成
2. 反対
3. その他 ( )

候補者氏名 (回答者氏名) \_\_\_\_\_

(以下は公開しません。

ご回答について不明の点があった際にお尋ねするためにお伺いします)

ご連絡先 TEL\_\_\_\_\_ MAIL\_\_\_\_\_

ご担当者名\_\_\_\_\_

ご回答ありがとうございました。